

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

**司会者：**裁判員経験者の皆様，本日はお忙しいところ，お集まりいただきありがとうございます。それでは，これから裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。

私は，今回の交換会の司会をさせていただきます第4刑事部の村田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度なのですが，ちょうど5月21日で丸3年たちました。これまで，大阪のこの裁判所で約340件程度の裁判員裁判が行われまして，ここだけで約2,300人以上の方がそれぞれ裁判員，補充裁判員として仕事をしていただきました。裁判員の方からは，いつも裁判員裁判終了後にアンケートという形でいろいろな意見をいただいているわけですが，今日は改めて，ここで取り上げるテーマにつきまして率直な御意見を伺い，裁判員制度のよりよい運用に活かしたいというふうに考えております。

今日は，裁判員経験者の方以外に検察官，裁判官，弁護士の方に御出席いただいております。必要に応じて皆さんからの質問にお答えいただき，あるいは逆に質問等があるかもしれません。検察官の方から簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか。

**豊田検察官：**大阪地検公判部で検事をしております豊田と申します。よろしく願いいたします。

私は捜査の経験がもともと長かったのですが，このたび裁判員の裁判対象部というところで公判の立会をやることになっておりまして，経験は浅いんですけれども，いろいろ検察庁内で勉強していること，自分自身も勉強したいことも含めて，今日は率直に皆様の御意見を伺えればと思って来

させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

**齋藤裁判官**：第5刑事部で裁判員裁判を担当させていただいております，裁判官の齋藤と申します。

裁判員裁判は昨年の4月から担当させていただいております，まだ勉強しなければいけないことがあります。今日は率直な御感想を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**後藤弁護士**：弁護士会の後藤貞人と申します。よろしくお願ひします。

裁判員裁判には，弁護士会も開始の前から深い関心を持って，研修も重ねてきましたけれども，裁判員の方々に直接お話を聞く機会というのが余りなくて，我々は法廷で弁護活動をいろいろして，それをどう受けとめていただいているのかということをご直接お聞きしたいと，常々そう思っております。今日は皆さん方の御意見，率直なところをお聞きして，それを今後の研修などにも活かせたらと思っております。よろしくお願ひします。

**司会者**：どうもありがとうございました。

## (2) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

**司会者**：本日の意見交換会ですが，話題事項というのは二つありまして，一つ目は，長期裁判員裁判における事実認定に関する審理の件に関して，二つ目はそのような長期裁判における裁判員の方の負担についてお聞きしたいと思っております。そして，同じ裁判員の負担ということから関係するんですけど，守秘義務の点についてもお聞きしたいと考えております。

この二つのテーマにつきまして，途中で10分程度の休憩を挟んで，予定としましては7時40分ごろまで意見交換を行い，その後，傍聴されている報道機関の皆さんから質問をしていただく時間を取りまして，午後8時過ぎに終了したいと思っております。

## 2 意見交換

**(1) 長期間の裁判員裁判における事実認定の審理（争点の理解，証拠調べのわかりやすさ，論告，弁論等）について**

**司会者：**それでは，まず最初の話題事項ですけれども，今回，ここにおられる方というのは，それぞれ短い方でも実質 8 日，長い方では実質 21 日間という非常に長い審理，長い裁判員裁判に立ち会ってこられました。そういう事件では事実が争われ，無罪の主張とかも出てきたと思います。あるいは，争われている点も複数あったと思いますが，そのような事件に裁判員として参加することになって，まず当事者の主張を聞き，さらにたくさんの証拠調べをするという中で，その内容を理解しながら審理に参加していくということは，これは本当に大変なことではなかったかと思います。

そこで，まず最初に審理に当たって何が争点なのかということがすぐに理解できたのか，あるいは証拠調べというのはわかりやすかったのかという点について，それぞれ皆さんが経験された裁判員裁判の大まかな内容をちょっとだけこちらで説明しながら，御意見を伺っていきたいと思います。

それでは，まず 1 番の方の担当された事件というのを簡単に説明させていただきますと，これは，覚せい剤の密輸という，覚せい剤取締法違反，関税法違反の事件で，中国から送られてきた覚せい剤約 2 キログラムの隠された航空貨物を被告人が受け取ったという事件で，被告人は一切の事情を黙秘して，弁護人は覚せい剤が入っていることを被告人は知らずに受け取ったと主張している，そういう事件だったと思いますが，これが実質 9 日間の審理，評議を行ったとなっております。

この事件ですが，審理が始まって，何が争点かということはすぐに把握できましたでしょうか。あるいは，検察官，弁護人の冒頭陳述は，わかりやすかったでしょうか。どうぞ御意見をお願いしたいと思います。

**裁判員経験者 1：**最初に，裁判長から説明を受けまして，共謀ということですかね。共謀が一番の争点だろうと。共謀という言葉自体が，言葉としてはよくわかるんですけれども，裁判上，司法上ではどういうふうに素人の

我々が判断していったらいいのかということ、最初に頭の中が混乱したというか、何をどう取り組んでいったいいかわからなかった、何となくそういうふうに覚えています。それなりに裁判長、裁判官の方にいろいろ御説明を受けましたし、質問をさせていただいたりしたんですが、やはりなかなか理解しにくい、自分自身ではわかりにくいというか、どう判断していったらいいのかなという部分はありました。

その後、引き続き冒頭陳述や証人喚問、ずっとお話を聞く状態ではあったんですが、冒頭陳述についても先ほど申しましたように、こういう司法的な言葉とか、余りなじみのない言葉、文章が出てくると、ちょっと理解する部分に欠けている、勉強不足なのかもしれませんが、それなりに一生懸命聞かせていただいたと思いますが、ちょっとわかりにくいというか、理解しにくい部分がありました。

**司会者**：今言った共謀、具体的にこういうことが問題なんだなということは、どのあたりで具体的に理解されましたか。

**裁判員経験者1**：教えていただいて、ニュアンスはわかるんですが、それを現実のものとしてどこでどう当てはめるのか、その辺の頭の中ですね。最終的な目標といいますか、要は罪があるのか、ないのかというところだと思うんですけど、そこへどういうふうに持って行くのかなというのが丸っきりわからない状態から入っていますので、こういう裁判とかはテレビや映画ぐらいでしか知識がなかったものですから、素人なりにそういうことを考えながら入っていったというように記憶があります。

**司会者**：検察官、弁護人が冒頭陳述されたと思うんですけども、そのあたりでこうかというのがわかったとか、そういう感じはなかったんでしょうか。

**裁判員経験者1**：おっしゃっていることは、すべて何となく把握はできたんですけど、冒頭陳述というのが何なのか、何を言わんとしているのかなという、そういう部分が理解できなかったですね。言われることは、すべて

理解できたと思います。

**司会者：**その後，証拠調べに入りまして，証人だけで15人を調べた事件でもありますし，書面も随分出たと思うんですが，そういった証拠書類や証人が多数に上ることで，証拠調べがわかりにくいという感覚はあったんでしょうか。あるいは，証拠書類が法廷でよくわからないという場合に，その後はどういうふうに理解しようとしたのでしょうか。

**裁判員経験者1：**お聞きしているときは，すべてわかったつもりではあるんですが，15人くらいの方がいらっしゃったので，後半になってくると，どの方が何のお話をされたのか，顔としゃべられたことが全然，最初の3人か4人くらいまでは何となくわかるんですけど，それ以外がちょっと。しゃべられた内容は自分なりにメモをして，こういうことを言われたんだなと思いはしたんですけど，後半になってくると，私なりに考えると，こういう証人喚問も必要なのかな，これは大して必要ないのかなというようなところは何となくありました。数がちょっと多過ぎるんじゃないかなという気はしましたけど，それも検察側がどういうことを話したいかという計画をされて何人とか，こういう話をということをしたと思うんですけど，その辺はこちらがくみ取りにくい，私だけかもしれませんがね。

**司会者：**証人が多くなってくると，だんだんとどういうことを証人から聞こうとしているのかということが混乱してくるということはなかったですか。

**裁判員経験者1：**それはなかったかと思いますが。

**司会者：**特に，これはわかりやすい証拠の説明だなと感じたことはおありですか。

**裁判員経験者1：**やはりビデオですかね。ビデオが入ったんですけど，それを見せていただいたのは一番わかりやすかったです。

**司会者：**ありがとうございました。

次に，2番の方が担当された事件は，タクシー運転手の首を刃物で切り

つけなどしたという、そういう強盗が2件ありまして、そのうち1件が強盗殺人、もう1件は強盗殺人未遂ということだったんですが、そのほかにコンビニ強盗や窃盗なんかもあったという事件で、これは実質18日間、審理、評議をしたということで、主にはタクシー強盗については被告人が犯人なのかどうか、全体について責任能力があるのかどうか、あるいは刑の重さとか、そういった点が問題になったと思いますが、検察官、弁護士、それぞれ冒頭陳述を聞くなどして、何が争点かをすぐに把握できましたでしょうか。

**裁判員経験者2**：検察側の冒頭陳述や説明、その辺はよく理解できたんですけど、弁護士側、そちらの資料も全く我々にどう訴えたいのかとか、法廷の中での説明、尋問、これもちょっとおかしいんじゃないか、そこまで突っ込むことはないんじゃないかとか、そういうことは感じました。

**司会者**：具体的に言っていただくと、どういう感じでしょうか。特にそこまで突っ込む必要はないんじゃないかという。

**裁判員経験者2**：確か、生い立ちとか、その辺のこととかだったんですけど、生い立ちも大事なのかもしれませんけど、そこまで過去のことをどうのこうのとか。検察の方への質問に対しても、的が外れた弁護士側の質問があったんじゃないかなと思いました。

**司会者**：最初の冒頭陳述とか、そのあたりで争点自体は把握されましたか。

**裁判員経験者2**：その辺は最初の時点で把握はできたつもりです。

**司会者**：今回、非常に多くの事件があったわけですがけれども、それぞれについて結局何が問題になっているのかとか、そういうところで混乱してくることはなかったですか。

**裁判員経験者2**：混乱と言えば、DNA鑑定、精神鑑定ですか、そのあたりが我々には理解できない部分があったので、聞いていてそうだろうなど、こっちが判断を下すという、全く理解できての判断ではなくて、聞いていても自分自身も余り理解できないなと思って、判断を出したところはある

ます。

**司会者：**確か，この事件の証拠調べについては，まず被告人が犯人であるかどうかということについて冒頭陳述をして，証拠調べをして，中間論告，弁論をして評議をします。それから，次の責任能力について双方が冒頭陳述をして，証拠調べをして，論告・弁論をして評議をします。最後に，情状関係について同じように審理，評議をするという形を取ったんですが，そういうやり方については，わかりやすさという点はどうお考えでしょうか。

**裁判員経験者2：**その辺はとてもわかりやすかったと思います。流れもつかめましたし，裁判官の方の説明もよく理解できましたし，その辺はよかったと思います。

ただ言いたいのは，やはり我々は素人ですし，裁判が始まる前に冊子を送っていただいて，その辺は読んで多少は理解していたんですけども，もうちょっと最初の説明が裁判所からあればよかったなと思いますけどね。

**司会者：**特にどういう点についての説明でしょうか。

**裁判員経験者2：**裁判の流れというか，こういうふうに，多分スケジュール表は先にいただいていたと思うんですけども，それだけでは理解しにくいので，裁判の説明というか，その辺がこういうふうに流れていくんだよというのを聞いておいたほうがよかったかなと思うんですけどね。

**司会者：**どうもありがとうございました。

続きまして，3番の方の担当された事件というのは，主なものは二人で行った集団強姦致傷と言われる事件なんですかね。深夜，路上で声をかけて知り合った被害者を被告人の一方の自宅に誘い込んで，強姦行為に及んでけがをさせたという事件だったんですが，確か争われた点は，被害者の方で承諾をしていたというのか，意思に反していなかったという事情だとか，一方の被告人の関係では共謀はなかったんだという主張が出て，実質

8日間の審理をされたと、そういう事件だということによろしいですかね。

やはり、そういった審理が始まって、検察官、弁護人の冒頭陳述が行われた段階で、何がこの事件で検討しないといけない点なのかということの理解というのはいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者3**：まず、冒頭陳述を検察官の方、弁護人の方、2名でしたけれども、それぞれの冒頭陳述をお聞きしまして、概要としては、どういう事件かというのは把握したつもりです。あとは密室といいますか、やった、やられたとか、いろんな個々の、被告人もそうですし、被害者の方もそうですけれども、それぞれの言い分の判断というのが、私も含めて裁判員の方、いろんなモニターとか、テレビ、ビデオとかを見ながら、ちょっと苦慮したという点はあったと思います。

**司会者**：密室の中の出来事ということで、言い分がそれぞれ違う、被害者の方と言い分が違うということになるんですかね。

**裁判員経験者3**：そうですね。ビデオなんかで、あくまで私たちの判断といいますか、そういうものである程度見ていかないといけないといいますか。検察官の方、被害者の方、証人の方の陳述、証言といいますか、それで判断、それが皆さん苦慮されたと思います。

**司会者**：今回、この事件では被告人の方が二人おられたんですね。二人でやったということで。

**裁判員経験者3**：集団ということですので、2名以上ということになるうかと思うんですが。

**司会者**：被告人が二人おられるということで、何か理解に苦しんだとか、あるいは、こういう点がわかりにくいとか、そういうことはおありだったでしょうか。

**裁判員経験者3**：まず、事件の起きた年月、裁判に携わった2月の終わりごろからだったんですけれども、そこに若干の皆さんの記憶といいますか、そういうのも多少あったのかなと思うんですけど、それをひも解いていく



証拠調べ，そういうのでモニターやビデオ，街頭に隠している防犯カメラ等の映写によって，ある程度，我々も判断をしていったということになったんじゃないかと，私自身は思いますけど。

**司会者：**被告人同士で主張がお互いに違うとか，そういう事件ではなかったんですか。

**裁判員経験者3：**それも多少はあったと思います。ただ，先ほど申し上げましたように，個々に述べることを我々が判断しないといけませんので，本当のことを言っているのか，うその供述をしているのかという判断が若干，後々の評議とか，そういうものにかかってきたんですけど。だから，何回もビデオを見たりとかしました。

**司会者：**争点としては，何を判断しないといけないのかというのは，割と早く理解できましたか。

**裁判員経験者3：**そうですね。内容的には強姦致傷ですので，致傷は後であれしましたが，集団強姦というものが出てきたわけなんですけど，それにいくまでにいろんな供述内容の判断とといいますか，それが若干，我々としては迷ったとといいますか，ありました。

**司会者：**今言われたのは，この事件では結局，集団強姦致傷という事件で裁判になったんだけど，けがの点は認めなかったと，こういうことだったんですよね。

**裁判員経験者3：**そうですね。ビデオとかを見た範囲では判断しにくかったとといいますか，わからなかったと言ったほうがいいのですかね。

**司会者：**どうもありがとうございました。

4番目の方の事件ですが，夫婦が幼いお子さん，1歳8か月のお子さんに暴行を加えて死亡させたという事件だったと聞いてよろしいですかね。傷害致死の事件ということで，実質19日間の審理をされたということで，これにつきましては証人の方が，検察官，弁護人を合わせて14名，証拠も70点近くあったということですが，まず何を判断しなくてはいけない

のかという点について，検察官，弁護人の冒頭陳述を聞いたあたりまでの段階で，そこはもう十分に理解はされたでしょうか。

**裁判員経験者 4**：検察官の提出される書類については，かなりわかりやすかったと，それは裁判員のためによく練られているなという印象を受けました。逆に，弁護人の方の書類は，何でこんなにたくさんあるのと。文章量も多いし，率直に申し上げて，何を記述しているのか長文なのでわかりにくかったと。ただ，逆に陳述面に関しては，検察官の方はお声が小さかったのでわかりにくかったと。弁護人の方については，かなり明瞭に主張しておられていたという印象を持っております。

**司会者**：今おっしゃったのは，出された書面については，そういう印象だったんだけど，実際に内容を説明したりとか，朗読したりということになると，そこで声のトーンや大きさ，そういうことがあったということですね。

そうすると，両方の主張をお聞きして，これで何を判断することになるのかということ，今回はまずどういう死因だったのかとか，そもそも暴行があったのか，どちらがしたのかとか，二人の間に共謀というのか，意思の連絡があったのかというところが問題になったようですねけれども，冒頭陳述を聞いておられて，この点を判断しなくてはいけないのかなということはずいぶん御理解できましたでしょうか。

**裁判員経験者 4**：率直に申し上げて，陳述面に関してわかりにくかったなど。書類を熟読して，特に検察官の提出書類は非常にわかりやすかったので，それで把握できたと私個人は思っております。また，裁判長に適切なガイドをしていただいて，陪席の裁判官も適宜解説していただいたと，それで理解はできたと。多分，裁判員の方も同じような意見をお持ちだと思います。

**司会者**：そうしますと，争点がそういうことになって，具体的な証拠を調べていくということになって，ここでは確か証人の方を合わせて14名ぐらい，書面も70近くということだったんですが，その証拠で何を注目して

聞かなくてはいけないのかとか，そういうあたり，特に混乱というのはなかったですか。

**裁判員経験者 4**：確かに，どれが何を，どういう事実を示しているのかというのはわかりにくかったと。膨大な証拠で，証人の方も多数いらっしやったと。先に提出された証拠，証人の方の記憶が薄れてしまいますので，長期間ですので，緊張感を維持するのがしんどかったなど。ただ，そこは裁判官の方がガイドしていただいたので，わかりやすかったと思います。ただ，これはないと思いますが，裁判官の方の恣意的なリードがあると，ちょっと怖いなという思いは若干危惧しておりました。

**司会者**：恣意的なリードというのはどんなリードですか。

**裁判員経験者 4**：万が一，あった場合に怖いなという思いです。ただ，実際にはそういうリードはないと思っておりますが。と申しますのは，弁護士と検察官で全く，全面的に事実を争っておられたので，その判断が非常に難しかったなど。何かリード役がないと，とても判断し切れないと。そういう意味で，今回の裁判については，裁判長，あるいは裁判官のリードが適切であったろうし，解説する面で御苦労もあったろうと思います。

**司会者**：例えば，何かの証拠を調べる前に，この証拠ではこういうことを立証したいと思いますというような，あらかじめの前書きみたいなものを検察官，弁護士から説明があったのか。あるいは，この後の証人はこういう点を中心に話を聞くので，そういう点についてよく聞いてくださいとか，そういうふうな説明はあったんですか。

**裁判員経験者 4**：申しわけないですが，検察官，弁護士ともにその解説は薄かったなど。裁判官が評議に戻る際に御説明をいただいて，なるほどなど。望むべくは，冒頭でこういうことを立証したいと，検察，弁護士双方，簡単におっしゃっていただけたらよかったと思います。

**司会者**：どうもありがとうございました。

それから，私は先ほど紹介し忘れましたが，2番の事件では，証人を全

部で24名調べて、書面の証拠が50点強だったようですね。

では、5番の方の担当された事件を紹介させていただきますと、これは霊能者というんですか、そういった能力のあると言われている方と、その信奉者、信者の方による殺人などの事件で、具体的には、共犯者の方が介護ヘルパーとして介護している高齢の女性を殺害したというほかに、放火が全部合わせて5件、住居侵入、窃盗、詐欺、全部で11件ぐらい事件があったという事件で、主に共犯者の方の話が信用できるかどうかということが問題になった事件で、これは審理が実質21日間で、その間、証人は約20名、書類を40点ほど調べたという事件だったんですが、この事件はどうですか。最初に審理が始まりまして、それぞれ裁判官からの説明もあったと思いますし、検察官、弁護士からも冒頭陳述という形でそれぞれ説明があったと思うんですが、そのあたりを聞いておられて、何が問題になっているのかという、そのあたりの御理解はいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者5**：初めに法廷に出て、検察官と弁護士側の両方の話を聞きましたが、そのときには件数が多いものですから、頭の中で整理するところまではいかなかったんです。それが済んで、いったん戻ってきてから書類をいただきまして、ずっと読み出したんですけれども、随分あるものですから、件数多くて、時間がなくて完全に理解できなかったんです。というのは、信者を使って、その信者がすべての事件を一人でやっているわけなんです。ですから、それがわかりにくかったんです。被告人と信者との関係というのが、一応書類に出されて、文書には出ていたんですけど、それぐらいの程度で、それだけの犯罪を一人で犯す、だれの手伝いもなく一人でこれだけの犯罪を犯すということが考えにくかったんです。

次の日から、また法廷に出て伺っていたんですけれども、証人尋問がありまして、その証人尋問を一人一人聞いていたんですけど、1日で二人ぐらい出てこられて、検察側と弁護士側が両方、それに対する質疑をするわけなんですけれども、それは一応理解できたんですけれども、そのときは

どちらの言い分も聞くという程度しかなかったわけです。やはり証人尋問の場合は、ほとんどどちらがいいとか悪いとかいうことは考えなくて、すべて聞くことだけにしたんです。それで、控室に帰ってきてから、一応思い出したり、いろいろしていたんですけれども、簡単にメモを取ったぐらいのもので、大体証人尋問は先入観なしにやりたいと思ったものですから、それに対する質疑、どうしたらいい、こうしたらいいというのがなかなか出なくて、たまには証人に問い合わせさせてもらったんですけど、私はそのときにおられた裁判員の中で一番質問の件数が少なかったんです。他の方も随分いろいろ質疑されていたんですけど、ノートにも書かれて、随分されている方が一人おられまして、その方が裁判員として適応しているお方じゃなかったかと思いました。ほかの方もいろいろお話はされたんですけども、まず件数が多いということが、なかなか完全に理解するのが難しかったです。

**司会者：**やはり件数が多いと冒頭陳述だけを聞いていても、なかなかずっと頭には入ってこないという感じですか。

**裁判員経験者5：**そうです。犯罪が1件だけでしたら大体わかるんですけど。

**司会者：**わかりました。

6番目の方の事件ですが、先ほど4番の方も、それから3番の方もそうだったんですかね。それぞれ二人ずつ被告人の方がおられる事件だったんですが、6番の方も二人の被告人がおられる事件で、事件としては、お姉さんと交際相手が二人で同居の未成年の妹さん、17歳ぐらいの未成年の妹さんに暴行を加えて大けがを負わせ、さらに暴行を加えて死亡させたというのが主な事実だったと思います。ここでは、実際にだれが暴行を加えたのかということや共謀、それぞれの被告人両名の捜査段階の調書の証拠能力も問題になったと思うのですが、実質12日間の審理を行ったということで、証人が約10名ぐらいという事件だと思います。この事件、最初の審理が始まって、それぞれ検察官、弁護人が冒頭陳述をされるまでの間

に，これから証拠調べで何を問題として聞いていかないといけないのかという，そういう争点の理解というのはおできになったでしょうか。

**裁判員経験者 6**：争点は，かなりわかりやすかったと思います。最終的には，物的証拠はなくて，起訴までにおける本人たちの供述を証拠とするかどうかというのが争点だったんです。裁判に至っては，この被告人の二人なんですけど，どちらも相手がやったということで，それで争っていました。供述調書は証拠にならないということで争っていたんです。証拠とか，証人の方の話とか，供述の内容を時系列を追ってみていると，犯人にしかわからないこととか，実際にどうやって死に至らしめたかというのは，ある程度わかりやすかったので，結論に至ったのは結構わかりやすかったと思いますね。

**司会者**：わかりやすかったというのは，最初の双方の冒頭陳述がわかりやすかったということなのか，証拠調べがわかりやすかったということなんですか。両方ですか。

**裁判員経験者 6**：証拠というか，供述調書が信用できるか，できないかというのがわかりやすかったということです。

**司会者**：そこを判断してもらえばいいんですよということで，そこを判断するために証拠調べをやっているんだということは，いつも頭の中に意識があって，いろんな証人の話を聞いたりしていても，割と混乱したりすることはなかったということでしょうか。

**裁判員経験者 6**：そうですね。

**司会者**：今のお話ですと，今回の事件というのは，被告人同士の言い分が対立しているというところもあったと思うんですが，お互いの言い分のどこが違っているのか，その点について検察官，弁護人がどのように考えているのかという点についての理解というのはどうだったのでしょうか。

**裁判員経験者 6**：結局は共謀してやっているという形で判決が出たんですけど，実際に供述調書では共謀してやっているという形で本人は自供してい

るんです，お互い。それで，裁判においては違ふと，お互いに相手がやったんだと言っていたんです。それを裁判員や裁判官はどう判断するかという裁判だったんです。それがわかりやすかったかどうかというのと，わかりやすかったということです。

**司会者：**わかりました。どうもありがとうございました。

今まで，それぞれの事件を説明しながら，冒頭陳述や争点がわかりやすかったかどうか，証拠調べがわかりやすかったかというところをあわせてお聞きしたんですが，検察官，裁判官，弁護士の方，もうちょっと後で御質問等があればお聞きしたいと思いますので，もう一度1番の方に戻らせていただきます。

では，そういった証拠調べが終了して，最終的に検察官が論告という形で，弁護人の方は弁論という形で証拠に基づいた最終的な主張をされたわけですけれども，こういった最終的な主張について，双方の主張がどこで対立しているのか，あるいはその判断のために，どういう見地で検討しなければいけないのかということについては理解できましたでしょうか。

**裁判員経験者1：**争点はどこかという，先ほども話をさせていただきましたが，共謀ということを最初からお聞きしていましたので，その部分がどこかということばかりが頭にあったのですが，それなりに証人尋問とかをお聞きしたりして，検察官側は，先ほど皆さんがおっしゃっていたように，すごくわかりやすかったですけど，弁護人側はどうしても文章的なものが多いといえますか，本当に弁護しているのか，仕事上しているのか，言い方は悪いんですけど，何となくそういう，弁護ということは，この人は無実ですよということをおおとされていると思うんですけど，なかなかそういう熱意というか，そういうものが伝わってきにくいような部分は何となく覚えています。

**司会者：**論告の後，評議に入ったと思うんですが，その中でそういった論告メモ，弁論要旨，これは評議の場でどのように活用されましたか。もし使

われたとしたら、どのように使われましたでしょうか。余りお使いにはなかったですか、最終的な評議の場では。

**裁判員経験者 1**：そうですね。こういうものがないと、皆さんお聞きすると、私が担当させていただいたものよりはるかに人や書類が多かったみたいですが、証人喚問で15人、登場人物が結構多かったので、そのあたりがしまいにはだれがだれかわからなくなってきたというのと、頭の中では被告人と書いてある一人の方の有罪か無罪かを決めるんでしょうけれども、その周りにいる、それこそ共謀されているような人がいっぱいいるんですけど、そっちの話が全然出てこないの、基本的には裁判のあれとは違うんでしょうけど、そちらのほうに何となく頭が、何でそっちの人のほうにはいかないのかと思ったり、そういうことがよくあったんですけど、この論告メモとかいうのがないと、多分我々サイドは最終的な結論を出すのはなかなか難しいのかなと思います。

**司会者**：2番の方、一つは、論告メモや最終弁論を読まれて、最終的にどこが対立しているのかとか、何を判断しなくてはいけないのか、最終的に双方がその点についてどういう主張をしているのかが理解できたかということと、もう一つは、論告メモ、弁論要旨が評議にどのように役立ったかどうかという、そのあたりなんですけれども、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私の携わった裁判は、先ほども言いましたけど、精神鑑定がありまして、その精神鑑定を被告人本人が依頼したのではなくて、確か弁護側が精神鑑定をしたいと申し出たと思うんですけど、その時点で本当は弁護人は被告人を無罪というふうに持っていかなければならないのに、精神鑑定をした上でということは、弁護人側が罪を犯したことを認めているんじゃないかなと、そういうふうな感じは受けました。

それと、論告メモ、これは私の携わった裁判の裁判官の方たちは、検察側が何を申したいか、弁護側が何を言いたいのかというのをホワイトボードに書いていただいて、これはこうだよねということで一つずつ詰めてい



ただいたので、先ほども言いましたけど、弁護人側の資料が全然なっていないような資料だったんですけど、弁護人側がこういうふうに主張したいんだなというのを説明していただいて、よく理解した上で、一つずつお互いの主張を詰めていったという、非常に資料も役立ったし、裁判官の人たちも的をとらえて説明していただいたかなと思います。

**司会者：**犯人であることを争いつつ、さらに責任能力を争ったので、そこでさっき言われたようなことを感じたということですね。どうもありがとうございました。

3番の方にも同じ質問でして、論告、弁論を聞いて、双方の主張がどこで対立しているのか、それについてそれぞれどのように言っているのかという点について理解できたかという点と、事実認定の評議において、論告メモ、弁論要旨をどのように活用されましたかという質問なんです。

**裁判員経験者3：**内容は、検察官から出されている論告要旨によって各場面ごとに証拠とか、証拠の内容とかいうものを記述されていましたので、それを皆さんで見ながら、また防犯カメラ等々で確認しながら、どうであったかという、この場面のときは被害者のほうが正しい、弁護人、被告人の言うことはおかしいとかいうことで、ホワイトボードに列記しながら詰めていったというのが実情だったんです。

**司会者：**論告メモ、弁論要旨、それぞれ評議をするに当たっては、活用されたということですね。

**裁判員経験者3：**そうですね。非常にわかりやすく、理解しやすく、また防犯カメラによる内容を見ながら、書かれているメモを照らし合わせられたということが非常にわかりやすかったです。

**司会者：**4番の方、改めて御質問を繰り返さなくてもよろしいでしょうか。お願いします。

**裁判員経験者4：**率直に申し上げて、検察官の資料を基に判断させていただいたと。弁護人の資料は、他の方も御指摘のように、長文かつ文章のみで

あったために、率直に申し上げて読む気がしなかったと、読みづらかったです。ただ、その点を裁判官の方が、他の方もおっしゃっているように、ホワイトボードに列記していただいて、解説していただいたので何とか理解はできたと思っております。弁護人の方、もう少し資料の表現に工夫をしていただけたらなという思いをしております。

**司会者：**具体的に、どういうふうに工夫してほしいという。要するに、検察官がつくられたような。

**裁判員経験者4：**それがベストだと思っております、私自身は。

**司会者：**具体的に検察官の論告がわかりやすいという、それはどういう点でわかりやすいのでしょうか。

**裁判員経験者4：**一覧表にしているということで、一目で全体像がわかりました。逆に、弁護人の方はあれもこれも盛り込まないといけないという、厳密さを求めておられるのですが、果たして何が言いたいのか、焦点がぼやけるような気がしました。

例えば、これはいいのかどうか、裁判所の方でフォーム・様式を決めていただいて、争点、主張とか、そういうふうな様式を決めて、そこに記述していただく、検察官、弁護人の両方とも。そうすると、比較対象する上でわかりやすかったのではないかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは、5番の方、論告、弁論を聞いて双方の主張とその根拠、それが理解できたかということ、まずその点はいかがですか。

**裁判員経験者5：**検察の論告メモ、これは色分けして非常にわかりやすく書いてありますので、見やすく判断しやすかったということなんですが、弁護人のほうは一つ一つの事件を、証人の証言を被告人の都合のいいようにしか解釈していなくて、極端な話、私には関係ありませんというような、そういう感じだったんです。ですから、比較した場合、どうしても検察の書類のほう正しいように思われました。

**司会者**：評議の場では，そういった論告，弁論が役立ったかどうかという，その点はいかがですか。

**裁判員経験者 5**：これがないと，だめだったです。

**司会者**：それは，弁論も同じでしたか。

**裁判員経験者 5**：弁論もそれがあるから判断できたということですね。

**司会者**：それでは，6番の方，同じ質問ですが。

**裁判員経験者 6**：検察官が出す資料は，大体似通っていてわかりやすかったというのがあります。弁護人から出される資料については，わかりにくかったというのと，弁護人によってフォーマットとか，そういったものが違うので，それでわかりにくさがあったんじゃないですかね。検察官から出される資料においては，難しい資料もあったんですけど，それに附随して簡単なフローチャートとか，そういったものもついていたし，わかりやすさというのは洗練されていたような気がします。

**司会者**：今のお話ですと，要するに6番の方の場合は被告人が二人いたので，それぞれ弁護する側も二つのものが出てきたというところで，一つは統一感がないということですね。

**裁判員経験者 6**：2種類の書き方で書かれているので，それがわかりにくかったですね。

**司会者**：あとはどういう点が弁論要旨でわかりにくかったのでしょうか。

**裁判員経験者 6**：わかりにくさはそれほどなかったんですけど，結論に至ったのも結構早かったと思うんですけど，評議においても。そんなにわかりにくさはなかったんですけど。

**司会者**：評議の場では，形としては統一されていないんだけど，弁論要旨も参考にしながら評議を進めていったということによろしいですか。

**裁判員経験者 6**：そうです。

**司会者**：ありがとうございました。

一応伺ったんですけども，検察官，裁判官，弁護士の方から，このこ

とに関連して何か御質問等があればしていただければと思います。いかがでしょうか。

**後藤弁護士：**皆さん方，ほとんど全員おっしゃったので，余計に聞きたくなったんですけど，検察官の資料がわかりやすくて，弁護人の資料がわかりにくかったということはずっとおっしゃいましたけれども，資料と言われているのは冒頭陳述，最初に出される書面と，最後の論告，弁論と，このことを念頭に置いておっしゃったと理解したらいいわけでしょうか。

**裁判員経験者2：**すべてです。

**後藤弁護士：**すべてというのは，証拠書類とか，そういうものも含めてという意味でしょうか。例えば，双方が出した書類，それも検察官側のほうがわかりやすかった，弁護人のほうがわかりにくかったと，そういう印象を持たれたのですね。

**裁判員経験者2：**私もお聞きしたいんですけど，検察側は組織でやっているもので，これだけの資料をそろえるのは理解できるんですけど，弁護人の方というのは一人，二人でやっている事務所の方が多いんですか。

**後藤弁護士：**多いですね。

**裁判員経験者2：**それでは，その資料の提供では負けるのではないかと思うんですけど，でも実際に選ばれているんですから，資料というのはそろえたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

**後藤弁護士：**それは，私のほうでいろんな事案に応じてどうしたらいいかというのは申し上げることはできるかもしれませんが，具体的なことについてはともかくとして，一番印象を受けましたのはそこで，もう一つお聞きしてもよろしいでしょうか。

**司会者：**どうぞ。

**後藤弁護士：**それで，資料の点は置いておきまして，冒頭陳述でカラー刷りのものを検察官がお出しになる。弁護人は，パワーポイントでされる場合もあるけれども，ほとんどはパワーポイントではなしに，ふつうの文章体

のものを出される。この対比をすると、一方はわかりやすい、一方はわかりにくい、大体そういうふうに理解したらいいんですかね。フォーマットも含めて、色刷りとか、そういうことも含めて、わかりやすさとわかりにくさが分かれるということですか。

**司会者：**一人ずつ、簡単に結論だけお答えいただければと思います。

**裁判員経験者 1：**まず、我々、文章的には素人だと思うので、見たときにカラー刷りをされていたりとか、文字自体も極太ゴシックだとか、色を変えてとか、そういう部分で見やすいというのは、私自身はすごく思いました。あと、今言われたように、文章だけだとずっと読むだけのことなので、再度見たときに、簡単な絵が描いてあったりするとよりわかりやすい。検察側と弁護側というのは、検察側がどっちかという主役側というとおかしいですけど、投げる側と受ける側みたいなものがあるから、受ける側というのはそういう表現もしにくいかと思うんですけど、2番の方も言われたように、やはり目で理解するというんですか、そういう部分がちょっと欠けているのかなということだと思います。

**司会者：**つけ加える点があればおっしゃってください。

**裁判員経験者 2：**弁護士の方それぞれ、文章化されている方とかもおられたみたいですけど、私の携わったのはパワーポイントというんですか、証拠調べに向けてとか、科学的証拠の危険性とか、一言一言だけで、後で振り返って、検察側の資料は、それに対してどうのこうのという説明がありました。言葉だけで、説明はあったんですけど、評議の場に戻ってしゃべったことを記憶を起こしてということになっていたんで、これに対してどうのこうのという注釈があればなと思うんですけどね。

**司会者：**他の方はいかがですか。この点について御発言があれば。

**裁判員経験者 4：**弁護士会として、例えば、先ほど申し上げたんですけど、統一書式をおつくりになって、争点1、争点2、事実、結論、何でもよろしいけど、それに穴埋めするという形で、できる限り短文で、できれば体

言止めという形で書いていただければわかりやすかったのではないかなと。あれもこれも盛り込まずに、絞って書いていただいて、補足されたいことは添付資料という形で、文章の形を固定していただくと。そうしていただければ、弁護側の資料も精査して読むことができたのではないかなと。正直申し上げて、弁護人の方の資料を家に帰って打ち直して、こういうことですかというふうな衝動に駆られました。

**司会者：**ありがとうございます。

**後藤弁護士：**続けて、あと一つだけ、冒頭陳述のことだけでお聞きしたいんですけれども、冒頭陳述に際して出された書類というのを、後の証人調べとか、そういうときにそれを参照しながら聞いておられたのでしょうか。それとも、冒頭陳述を聞いたら、それはそのときで閉じておかれて、最後にもう一度見るなりされたのでしょうか。それを教えていただきたい。

**司会者：**それは、検察官、弁護人両方の冒頭陳述ということによろしいですか。

**裁判員経験者1：**私の場合は、さっきもお話しさせていただいたように、出てこられる名前が、結構いろんな方がいらっしやったので、これがないとどの方がどういう状態だったかというのは頭で理解ができなかったもので、そのたびにこれを広げながら見ていた次第です。法廷でもそうですし、裁判長が話をされたときも、皆さんで話をしている中、話をする中で裁判員の方がわかっている私にはわからないことがあるので、そのときはこれを見たりしていました。どういう立場で、どの方なのかというのはこれを見ながらでないと、一回見ただけでは頭の中で整理できませんので、覚えていなかったです。

**司会者：**結論だけ、済みませんが、見ながらしたとか、しなかったとか、それだけ2番の方からどうぞ。

**裁判員経験者2：**私は見ながらしました。

**裁判員経験者3：**私たちも8日間の中で1日目、2日目と各弁論、証人喚問

とか，そういうものを含めて，その都度，見ながらやっております。振り返ったりももちろんして，ビデオとかを見ながら繰り返しやっておりました。

**裁判員経験者 4**：申しわけないです。検察官の資料のみを参照いたしました。

**裁判員経験者 5**：私は検察側の分と弁護側の分と両方を並べて，一つ一つマークして行って，消しながらずとやっていきましたので，できれば検察側の出されたように見出しをつくって，色をつけて，わかりやすくしていただくと非常にいいと思うんですけど，手間になるとは思いますけど。

**裁判員経験者 6**：僕も同じように，これを見ながら裁判を聞いていました。

出されたのは両方とも見ていました。検察からだけではなくて，両方を見ていましたし，それに書き込みをして，いろいろ考えていました。

**司会者**：それでは，大分時間をオーバーしてしまいましたが，休憩をさせていただきます。25分まで休憩します。

( 19 : 13 ~ 19 : 25 休憩 )

## (2) 裁判員裁判が長期間に及ぶこと等による裁判員の負担について

### ア 守秘義務について

**司会者**：それでは，後半の部分に入らせていただきます。

ここでは，ちょっと事件を離れてということなんですけれども，裁判員の負担というところに話を進めたいんですけれども，最初に守秘義務の点について一人ずつコメントをいただきたいと思います。御存じのように，裁判員はずっと評議の秘密，その他職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないということにされています。そのような守秘義務というのは，評議でだれがどのような意見を言ったのかとか，どうしてそういう結論が決まったのかということについて，裁判員の方に秘密を守っていただくことで，評議の場で自由に発言していただけるようにし，また裁判関係者，その事件に関係する関係者のプライバシーも保護するために定められたものですけれども，この守秘義務について，皆さんが今，裁判員裁判が終わって戻られて，いろんな生活の中で守秘義務についてどのようにお考えになって

おられるのか，やはり負担になっているというのか，それともこういうのはあったほうがいいんじゃないかとか，いろいろ御意見はおありだと思いますが，その点について簡単にコメントをいただければと思うんですが，1番の方から，いかがですか。

**裁判員経験者1**：どこまでしゃべって，どこまでしゃべってはだめなのかという，言葉では聞いたんですけども，現実的に判断がなかなかできないので，ほとんどしゃべってないですし，周りの家族もそうですし，会社の人間もそういうことはしゃべられないよなど，逆に皆さんにそう言っただけなので，内容については聞かれてもないですし，私がしゃべることもほとんどないです。自分から言うこともないです。守秘義務の範囲というのが，なかなか把握できていないというのが現実です。

**司会者**：守秘義務自体はどうですか。これは，やはりあったほうがいいのかというお考えでしょうか。

**裁判員経験者1**：内容によるんじゃないでしょうか。私の担当させてもらった裁判だとか，私は覚せい剤の事件なんですけど，そういう場合とか，殺人とか，いろいろなことによっても全然違うかなと思います。全部が全部必要ではないかもわかりませんが，必要な部分が多いのではないのでしょうか。

**司会者**：2番の方，簡潔にお答えいただければと思います。

**裁判員経験者2**：私も会社勤めしているので，周りの人間も裁判員に参加しているのはわかっていましたし，私の周りはみんな経験がなかったので，一番最初でしたし，どういうことをするのかとか，周りは結構うるさく聞いてきました。その中で，守らないといけない部分は守ったつもりなんですけれども，最終の判決とか，その辺は実際にはしゃべったことがありますし，それと，どの範囲までいいかというのは，個人的犯罪でしたら，そんなに守秘義務を守ることもないと思うんですけど，やはり組織で行った，暴力団とか，そういう犯罪は後の攻撃とか，その辺が怖いので，その辺は



守るべきだなと思います。

**司会者：**守秘義務というのはどうですか。もう少し範囲をはっきりさせていただきたいという感じですか。

**裁判員経験者2：**そうですね。自分を守るための守秘義務というのもあるでしょうし、評議でこれ以上言ったらいかんという守秘義務もあるでしょうから、判断は難しいですけど、あったほうが、範囲は難しいですけど。

**司会者：**どうぞ、3番の方。

**裁判員経験者3：**私の場合も決まりましてから帰って、どういうのということで、守秘義務で家族にも公判中は言えないんだということは、会社に行きましてもみんなには言いました。判決が出た後にはその内容、どういうことであったということは後で聞かれて、こういう内容だったということは、概要だけは言いましたけど、中のどういう評議だとか、そういうことは一切申し上げていないということもありますし、先ほどからおっしゃっている守秘義務があるほうがいいのかと言いましたら、やはり僕はあるほうがいいんじゃないかというふうに判断します。

**司会者：**あるほうがいいと思われるのはどのあたりですか。

**裁判員経験者3：**やはり一人の裁判員として携わっていく上におきまして、やはり判決内容の一人として携わるわけですから、人を裁くということ余り公言することはよくないのではないかなというふうに判断します。

**司会者：**4番の方どうぞ。

**裁判員経験者4：**最後にこの裁判がすべて終結したときに、ペーパーで話していいこと、話してはいけないことを列記していただければありがたいと思います。できる限り具体的事例を挙げていただいて。

職場は既に裁判員経験者が何名もおりまして、その後の対応を見ていると、やはり同僚があればどうだったんかというきわどい質問をしていたこともありましたので、私の場合は長期研修ということで通してくれと、職場の中で知っているのは上司を含めて2名だけと、徹底して秘密を守りま

した。正直，職場については今でも負担に感じております。できれば職場の上司の方に裁判所から，例えば，この者はこういう事件の裁判員を担当したと。守秘義務があるので配慮願いたいという趣旨の文書を提出いただけたらありがたいなと思います。

**司会者：**守秘義務自体はあったほうが良いというお考えですか。

**裁判員経験者4：**それは，そうですね。非常にきわどい話をしている者もおりましたので，プライバシーも私の裁判では出ておりましたので。

**司会者：**5番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者5：**私の場合は，裁判員になったことは連絡したんですけども，判決が済んで，今日で終わったということしか話をしていません。あとはだれにもそういう話はしていません。それでいいと思いますけどね。口は災いの元と言いますからね。

**司会者：**6番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者6：**私は守秘義務ありに賛成です。

**司会者：**理由としてはどういうあたりなのでしょう。

**裁判員経験者6：**僕個人的には余りおしゃべりじゃないので，その方がありがたいかなと。一部の上司と近い人間しか言ってないです。同僚にも余り言ってないです。裁判員になったことも言ってないです。

## **イ 裁判員裁判が長期であることによる負担について**

**司会者：**守秘義務という点についてお聞きしたんですが，お聞きしていると，今日は年齢とか性別の問題があるかもしれませんが，会社にお勤めとか，あるいは仕事をされている方が多いということによろしいのでしょうか。そうしますと，今回の裁判員の候補者に選ばれましたという連絡がまず行ったと思います。それを見ると，2週間とか3週間とか，1カ月とか，それぞれ非常に長い期間での裁判員裁判に参加しなくてはならないということになったと思いますが，そういう通知が来たことで，まずどんなことで気がかりというか，心配をされたのかということ。それから，選任手続

の日がありましたね。その日に行くまでに、参加するとして、どの程度、自分の仕事の日程や都合とかを調整されたのかというあたり。それから、経験者の方によっては、選ばれてから裁判が始まるまで少し日があった方もおられると思うんですけど、その間に具体的にどういう日程調整をされたのかどうかという点についてお伺いしたいと思うんですが、1番の方は、審理の予定を見ると、選任されてすぐ裁判が始まったということによろしいんですね。

**裁判員経験者1**：そうです。

**司会者**：今回、候補者になったという連絡が来て、選任手続の日までにどういう負担があって、どの程度の日程調整をされたんでしょうか。お仕事はされているということによろしいのでしょうか。

**裁判員経験者1**：私の場合は、仕事の調整を多少はさせてもらっているんですけど、毎日出勤ということでもなかったもので、時間的な調整、仕事の調整に関しては何ら問題はなかったと思います。

**司会者**：選ばれた後、どこかに連絡とか、そういう調整もせずに、そのまま裁判員裁判に入っていかれたという感じでよろしいですか。

**裁判員経験者1**：朝、こちらへ来まして、35人ぐらいいらっしまったんですかね。その中から6人プラス2人ですか。まず、35人もいらっしまったので、まず当たらないだろうと思ったんですけど、当たってしまったので、とりあえず、当たりましたのでこれから裁判の手続に入りますという連絡だけで、事前に連絡はこういうことだという話はしておりました。そういう部分での苦勞は、私はなかったです。

**司会者**：選ばれてすぐに裁判が始まっても、特に差しつかえはなかったというふうにお聞きしてよろしいですかね。

**裁判員経験者1**：気分的に、そのまま入るのかなという部分だけでしたね。

**司会者**：気分の面を考えると、翌日からぐらいにしてほしいという部分はあったということですか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。それと，裁判の大まかな流れというのがわからないままに入ってしまったので，そういうところが自分なりに面食らったところはありません。

**司会者**：2 番の方は，選ばれてから裁判が始まるまでに 5 日ぐらいありましたね。事前にどの程度，選任手続の前にどの程度調整されたのかということと，選ばれた後，さらに調整をされたのかというあたりはどうでしょうか。

**裁判員経験者 2**：最初に選ばれたという通知が来たときに，まず会社に前もって連絡はしていたんですけども，そこから抽選があって選ばれる可能性がありますけど，会社としてはどういう対処をしてくれるんですかといえは，会社は選ばれたら応援するから行ってこいという話だったので，そのまま裁判員となったんですけど，日にち的にも，私は営業の仕事をしていますので，他の方，抽選があつてからそのまま裁判ということもあつたようですけど，私の場合は間の 4 日間，5 日間で，すべてではないですけど，調整ができたので，期間的にはよかつたかなと感じています。

**司会者**：期間があつたのが良かったという感じなんですか。

**裁判員経験者 2**：これが，そのまま出れば会社にも迷惑をかけたかなという感じではあります。

**司会者**：3 番の方，今はアルバイトをされておられるということによろしいですか。

**裁判員経験者 3**：もう定年を過ぎましたけど，ずっと継続して行っています。

**司会者**：今回は，選ばれてから連続だったんですね。

**裁判員経験者 3**：行ったらすぐだったんですけど，ただ，御連絡をいただいて，内容を見ていまして，何日，何日と書いていただいていたので，それだけ全部休みにして入らせてもらったので，私の場合も当日即法廷に行かせていただいたような，審理に入りましたので，そういうふうに前もって日取りを書いていただいていたので，その日はすべてお休みとい

う形で、気分的にも落ち着いて入っていったという感じです。

**司会者：**連続で、要するに午前中に選ばれて、午後から始まったということですね。それは、それでよかったですか。

**裁判員経験者3：**その日もお休みですので、そこに集中できますので。23日、24日、25日と続けてありましたので、8日間でしたけれども、日にちが全部提示されていたので、それに応じてローテーションを全部休みにさせていただきました。ですから、会社にも迷惑はかけておりません。

**司会者：**4番の方、先ほどお話をされた限りではお勤めの方のようにお聞きしたんですが。

**裁判員経験者4：**候補に選ばれたときは何も申しませんでした。まさか選ばれることはあるまいと思って、当日、金曜日でしたが、午前中にまさかの選任で、慌てて午後に上司に申し出て、これは出ないといけないと、罰則制度もあるから出ますと申し上げて、そこで質問をされたのは、経験者がおりますので大体4日、5日なのに、なぜ20日以上も取るんだと。その点はしつこく聞かれました。どう返答していいのか、守秘義務があるので、それ以上は勘弁願いたいで押し切りました。できれば、月、火、水、金とあったんですが、木曜日で月、火、水、木としていただければありがたかったなど。緊張感が途中で途切れてしまうということ、間の木曜日に仕事をすると、そっちも身が入らないなど。できるならば、20日間を全部詰めていただければ、よりありがたかったかなと思います。

**司会者：**今お聞きしたところによると、今回は金曜日に選任されて月曜日から裁判が始まったということなんですね。土日でそれまでの仕事の調整というのは、金、土、日で何とかやれたという感じだったんでしょうか。

**裁判員経験者4：**木曜日に慌てて資料だけを整理して、自宅で電子メールで添付資料として送信して、正直言うと、自宅でも処理してはいました。あるいは、裁判が終わる日は、4時なり、5時前だったので慌てて職場に行

って、資料だけ取りに帰って、また家で仕事をしたりという形で、何とか職場には迷惑をかけなかったと。

**司会者**：間を例えば1週間空けたら、そういうことにはならなかったということですか。1週間空けたとしても、状況は同じということですか。

**裁判員経験者4**：そうですね。それから、候補に選任されてから、選任までの日がかなり空いていたので、しかも事件の内容が何も書いていなかったもので、かなり不安感は持っていました。相当な凶悪事件なのかなという危惧はずっと抱いておりました。

**司会者**：5番の方、この事件では選任の日から審理が始まるまで6日間ぐらい空いたようですが、事前の調整や選ばれた後の調整ではいろいろ御苦労があたりでしたか。

**裁判員経験者5**：空いている6日間、その間にどういう裁判をするんだという大まかな何か、解説みたいなものを先に手元にいただけたら、ある程度の心づもりができたと思うんですけども、長い裁判でしたので、はじめにどれだけのものがどういうぐあいにあるのかというのがわかると、自分としては段取りがしやすかったと思うんですけど。

**司会者**：日程的には、時間を取るということについては余り負担はなかったですか。

**裁判員経験者5**：私は自営していますので、自分で間、間に仕事をすることができましたので、その点は私としては楽でした。

**司会者**：6番の方は、選任から開始まで2日、中1日置いたというわけですが、事前にどの程度の日程調整をされたのかということ、選ばれた後にどうされたのかというあたりを教えてくださいませんか。

**裁判員経験者6**：僕はかなり裁判員制度に参加したいと以前から思っていました。参加するに当たって、そういうことは別になかったです。日程的にも13日なので、短いほうがどっちかと言えば嫌でした。

**司会者**：会社員ということでお仕事をされているわけで、仕事があるわけで

すよね。その場合、だれかにかわってもらおうとか、いろいろあると思うんですが、その際の調整というのは。

**裁判員経験者 6**：会社の中で僕が一番積極的にそういったことをやっています、裁判員に選ばれたら会社がどうにかしてくれるということで、僕が先頭を切ってやりましたので、その僕が選ばれたということでよかったです。

**司会者**：会社は割と裁判員裁判も定着してきて、裁判員に選ばれると、それなりの理解は示していただけるというところが多いという感じなんではないですか。ただ、期間が長くなると何でだという話にはなるんですかね。3日とか4日とか、普通の事件はそれぐらいで終わると言われているところがあるんですかね。

**裁判員経験者 1**：御連絡をいただいたときに私は9日でしたが、何日から何日までという、これは飛び飛びなの、続けてなのかというのがよくわからなかったのは覚えています。

**司会者**：最後の質問になるんですが、それぞれ非常に長い期間、ずっと裁判員として審理、評議に入られていて、その間の負担感というんですか、どういうことが一番負担と感じられたのか、あるいは負担を感じられなかったのか、そこについてお聞きしたいと思うんですが、実は、今日は5番の方が、御高齢と申し上げてよろしいですかね。83歳ということですので、21日間の裁判をされたわけですが、その負担感というんですか、何がその間で一番大変だったかということをお聞きしたいと思うんですが。

**裁判員経験者 5**：私は好奇心があるほうですので、裁判にも非常に興味を持っておりましたので、それほど苦痛にはなりませんでした。何でも聞くこと、見ること、すべて新しいことでしたので、私としては非常にいい勉強をさせていただいたと思っています。

**司会者**：体力的には大丈夫でしたか。

**裁判員経験者 5**：大丈夫でございます。昭和の一桁ですから。

**司会者：**他の方でどうですか。この間の肉体的，精神的，いろいろあると思うんですが，一番負担に感じた点というのはどういう点でしょうか。

**裁判員経験者 4：**裁判員として務める期間をオン，それ以外をオフとすると，オン・オフの切りかえがちょっとしんどかったなど。3日間裁判を経験して，4日目は仕事，また裁判員，その切りかえが正直つらかったですね。裁判員審理のときに仕事のことは考えてはいけない。逆に，仕事の際に裁判のことは考えてはいけないと。でも，仕事のとときに裁判の審理はどうだったのかとかちらちら出てくるので，その点だけはつらかったです。ただ，仕事に関しては私は何とか処理できていましたので，その点は問題がなかったと思います。

**司会者：**今の点はどうですか。それぞれ審理が，例えば4日行って，1日休みとか，そういうスケジュールになっていることも多かったと思うんですけど，今4番の方がおっしゃったようなことについて，裁判員裁判とその後のオン・オフの切りかえが難しかったという話があったんですが，他の方でこの点について御意見のおありの方がいらっしゃいますか。あるいは，今のお話とは別に，こういう点で非常に負担だったという点がおありでしたら。

**裁判員経験者 1：**私の場合は続けて9日間，土日お休みがあったんですけど，続けて出席させていただきましたので，そういう気持ちは全然持たなくてもよかったし，仕事は丸っきり頭から切り離すことができたので，そういうことはなかったです。

一番困ったというか，悩んだというのは，最後の判決のところまで，有罪，無罪に関しては，いろいろとお話を聞いた中での有罪か無罪かだけですけれど，何年とか，罰金が幾らとか，この辺の基準になるものが丸っきりないのでこれははっきり言って困りました。

**司会者：**他の方，何か御意見はおありでしょうか。大体よろしいですか。

それでは，裁判員の方の負担という点について，検察官，裁判官，弁護



士の方から何か御質問なり，おありでしょうか。よろしいでしょうか。

**齋藤裁判官，豊田検察官，後藤弁護士：**ありません。

### 3 参加者からのアドバイス

**司会者：**それでは，最後になりますが，この機会にこれからの裁判員制度をよりよいものにするためにアドバイス等があれば，ぜひお聞かせいただきたいと思います。

**豊田検察官：**その点に関しまして，少しお話の中で出ていたんですが，例えばDNA鑑定のこととか，精神鑑定のこととか，わかりにくいところがあったというようなお話もあったんですけども，検察官が最終的に論告で非常に細かく書いたりもしているんですが，それでもなおわかりにくいところが残ってしまうのかなと。そうすると，どういうふうに改善したり，どういう立証のやり方なりをしたらいいのかなというところ，もし何かアドバイスをいただけたら教えていただければと思います。

**司会者：**検察官，弁護人の両方でいいですかね。立証で何かこうしたらいいんじゃないか，少し話は出ていたと思うんですが，そういう点も含めて何かおありでしたら，今思っておられることがあればということでもよろしいですね。それも含めて，アドバイスをお聞かせいただきたいと思います。

**裁判員経験者1：**私は，DNAとかその辺は出てきていないので，何もありません。わかりません。

**司会者：**何か御提言とか。

**裁判員経験者1：**ちょっと話はずれるかと思うんですけど，一番気になったのは，アンケートか何かにもその当時に書かせていただいたんですけど，初日に裁判所に入って，階段を上って2階の東の部屋に集合ということだったんですけど，自分が行くところを探すのに，正面に階段があるんですけど，裁判員の方はこちらですよと大理石の立派な壁にガムテープで貼られたのを見たのは，ちょっとがっかりしました。あの辺はもう少し立派な

看板というんですか、案内文の何かをつくっていただいたら。あれは、いまだに残っていて、ちょっとショックでしたね。

**司会者：**それでは、2番の方、どうぞ。

**裁判員経験者2：**DNAのことと精神鑑定のことは後にしまして、判決の量刑について悩みました。過去の判例というのを見せられたんです。過去の判例も大事かと思うんですけど、懲役何年とか決めるときに、人それぞれ考えを持っていて、懲役何年とかいう思いを持つと思うんですけど、過去の判例を出されると、それに従わざるを得ないような感じになりまして、それも大事なんでしょうけど、まずそれぞれの意見を聞いてから判例を出したほうがいいのではないかと思いました。それと、過去の経歴、前科があるかないか、そういうことも余り考えずに、それぞれの裁判員の方の意見を聞いて考えていけばいいんじゃないかというふうには感じました。

それと、先ほどDNAと精神鑑定のことでですけど、どのようにしたらいいかということまで、全然わかっていないので、検察官の方の説明もありましたし、裁判官のその点に詳しい方の説明もあったんですけど、どの辺がわからないかも全然理解できていないので、ちょっと答えにくいかなと思います。

**司会者：**では、3番の方どうぞ、お願いします。

**裁判員経験者3：**私の場合、8日間の審理、最後の判決までですけど、裁判長、裁判官2名の方を含めまして6名、皆さんの創意工夫といいますか、非常に審理の内容もわかりやすいという面もありましたし、検察官の最終弁論にしてもそうですし、非常に私の場合は今回参加させていただいて勉強になったということが一番大きな感想です。ですから、これ以上の日にちがあって審理される場合も大変だと思いますし、量刑の出し方というのも、やはりその方の一生の問題ですので、そこもいい勉強をさせてもらったと思いました。ですから、私としては現状がどう、今までやったことに対しての感想としましては、理解をさせていただいて、結審までいい内容

で僕は参加させてもらえたなと判断しております。

**司会者**：何かこうしたらいいんじゃないかというアドバイスはありますか。

**裁判員経験者3**：先ほど来から出ておりました検察官と弁護人とのやりとりも含めまして、若干差があったかなというふうに判断しておりますので、様式を一緒にすることは困難だと思うんですけど、内容をある程度合わせるというのも難しいのかなと。片方は無罪、片方は有罪という形ですので。そののところがこれからお考えいただきたいと思います。

**司会者**：様式ですか。

**裁判員経験者3**：そうですね。先ほど来おっしゃっていましたが、ある程度といたしますか、裁判員としてはわかりやすいのではないかとというふうに判断します。

**司会者**：4番の方、どうぞ。

**裁判員経験者4**：裁判員制度自体は非常に有意義なものと思っております。

弁護士、検察官、裁判官だけの閉じたシステムから、多様性を持った市民の感覚を反映していただけるということで、これは非常にありがたかったと思っております。しかも、裁判時は最大限、裁判員の意見を尊重していただいたということで、非常に感謝しております。

ただ、幾つか申し上げたいことはあります。まず、資料、証拠が膨大なせいもあったのと、もう一つ、恐らくは裁判員の負担を軽減されるためだろうと思いますが、添付資料なり、証拠なりを検討する時間がちょっと早過ぎたのではないかと。もう少し検討する時間をいただけたらありがたかったと。

2番目、資料の持ち帰りを認めていただきたかった。あるいは、紛失することが怖いのであれば、実際にこういうシステムがあるんですけども、クラウド上で電子データを保存しておいて、パスワードを入れれば自宅で読めるような、そういうシステムをつくっていただけないかなと。あるいは、希望者には資料を持ち帰らせていただきたいと。

3番目として、日程表を渡されましたが、それだけはいま一つよく、その時々での審理の意義というんですか、それがわからなかったと。できれば、大学でいう講義計画、この日はこういうことを審理します、こういうことを明らかにしますという簡単な概略を書いていただきたかった。

4番目に、長期間にわたっていらしたので、審理の際に何をしているのか一瞬わからなくなるときがありましたので、適宜、裁判官の方が今はこういうことを明らかにしたいと思っていますというコメントを入れていただければありがたかったと。

5番目、これは、私の担当した裁判の特殊事情かもしれませんが、CTスキャンフィルムも使って証人の方が証言されておられたんですが、裁判員の席からCTスキャンのフィルムは全然見えない。証人の方に御説明をいただいても、何のことかさっぱりわからないと。それは、裁判長が証言台まで降りていただいて、直接見て、審理の際に御説明いただいたんですが、できればCTフィルムを証人がお話している間も見られるようなシステムをつくっていただけないかなと。

最後に、弁護人の方、言い方は悪いんですが、ちょっと証言に際して小細工を弄しておられるのかなという気がいたしました。例えば、警察官の方が違法な捜査をしているのではないかということをしつこく聞いておられたのは、一度聞かれたらそれでいいのではないかなと、警察あるいは検察の方をいじめているという、そういう感じを持ちました。例えば、証人の方が11時過ぎから被告人が騒いでいたというのを、9時過ぎから騒いでいたんですかというような、どうもそういう聞き方をされたら、証人の方が証言に詰まったということを記憶しています。できれば正攻法で質問していただきたいと、そういう感じを持っております。

**司会者：**どうもありがとうございました。5番の方。

**裁判員経験者5：**私もこのように考えて、今4番の方がおっしゃったこと、ほとんど私が考えたことを言っていたいただきましたので、私としてはこれ以

上言うことはございません。

**司会者**：裁判員制度について何かお考えがあればという。何かこうしたらいいんじゃないかということはおありですか。

**裁判員経験者5**：私としては、今までさせていただいたことで十分にできましたので、別にこれ以上はないと思いますけどね。

**司会者**：6番の方はどうですか。

**裁判員経験者6**：僕が担当した裁判に関しては、死因が心臓挫傷ということだったんです。心臓挫傷のことがよくわからなかったので、心臓挫傷をよく知る監察医の方が東京から来られたんです、証人として。それで、わかりやすかったので、DNA鑑定とか、そういった一般的にはわかりにくいことに関しては、そういった専門家の方が来て、わかりやすく説明するというのは必要かなと思いますね。

予定表とか、そういったものに関しては、証人の人の来る時間とか、来る日とかも余り調整がそれ以上できないということで、見せられた資料に関して、こっちとしては判断するというのでいいんじゃないかと僕は思うんですけど。

さっき言った、会社で休み等が取れるかどうかというのは、うちの会社に関しては取りやすかったんですけど、まだまだ取りにくいというのはあると思います。僕が関心を持っていたのでスムーズにいったんですけど、ふつうの会社ではそんなにたやすくはないかなと。だから、もっと広報をしてほしいなというのはあります。

**司会者**：どうもありがとうございました。

若干予定時間を過ぎているんですけど、皆さん、もうしばらく大丈夫ですか。

**裁判員経験者4**：済みません、もう一点だけ。裁判の前に公判前整理手続があったかと思いますが、そのことが何も触れられていなかったのは、ちょっと不信感というか、せめて概略、こういうことが話し合われたので、不

採用の証拠はどのようにして不採用になったかというのを御説明いただければありがたいかと思っております。

**司会者：**それでは，どうもありがとうございました。

#### 4 記者からの質疑応答

**司会者：**それでは，記者の方から質問がありましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

**記者：**今日は長い間，ありがとうございます。

一点だけ，前半に弁護士の先生から，冒頭陳述を手元に置いて公判に臨みましたかというお話があって，かなり多くの方が手元に置いていたというお話があったんですけど，それに関連して，裁判全体を通じてもっとも参考にしたものというのはどういうものなのかという関心がありまして，それは今回の冒頭陳述なのか，論告や弁論というものなのか，証言なのか，書面なのか，そこら辺で一番重要視したというか，判断の参考にされたものはどういうものだったのか，それだけで結構ですので，これでしたということだけ教えていただけたらと思います。

**司会者：**1番の方，これを一番重視しましたという，簡潔にお答えください。

**裁判員経験者1：**一番最初にいただいて冒頭陳述メモというんですか，それをはじめから終わりまで何回も見させていただきました。

**裁判員経験者2：**検察側の資料すべてです。

**裁判員経験者3：**冒頭陳述をお聞きしながら，証拠，検察の論告，最後の弁論，それを参考に，常に手元に置きながらお聞きしておりました。

**司会者：**特に重視したのは何でしょうか。

**裁判員経験者3：**重要視したのは，もちろん冒頭陳述に基づく証拠ですね。防犯カメラであるとか，そういうものを見ながら，帰ってきてみんなでディスカッションしながらやっておりましたので，法廷でも控室でも参照しながらディスカッションをしたと思います。

**司会者**：防犯カメラの映像みたいなものが一番。

**裁判員経験者3**：防犯カメラが供述，被告人もそうですし，被害者もそうですけど，言っていることと異なるところも見ながらということでしたので，何回も見ました。

**司会者**：4番の方はいかがですか。

**裁判員経験者4**：やはり非常にわかりやすかった検察側の冒頭陳述資料です。これは再三再四，拝読しておりました。

**裁判員経験者5**：私も検察の資料，それを重きに置いてやりました。

**裁判員経験者6**：僕の携わったものはそれが争点だったので，供述調書とか，そういったものを参考にしました。

**司会者**：証拠を主に見られたと。

**裁判員経験者6**：そうですね。それが合っているかどうかというのを判断するのが争点でした。

**司会者**：今のでよろしいですか。

**記者**：ありがとうございます。

**司会者**：他の方はいかがですか。よろしいですか。

それでは，これで本日の意見交換会を終了いたします。裁判員経験者の皆さん，本日は本当にありがとうございました。皆さんからいただいた御意見は裁判員制度を今後より一層よいものにしていくために使わせていただきます。今後とも裁判員制度発展のために御協力いただければ幸いです。どうかよろしく願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

以 上